

第8回講義 参考資料

1 参考判例

- 1) 大判昭和 5・4・16 日民集 9 卷 376 頁 (P II 183 の関連判例)
- 2) 最判昭 33・6・14 民集 12 卷 9 号 1492 頁 (特選金菊印苺ジャム事件。P II 261)
- 3) 最判昭 36・12・15 民集 15 卷 11 号 2852 頁 (塩釜声の新聞社事件。P II 186)
- 4) 最判昭 41・4・14 民集 20 卷 4 号 649 頁 (P II 183)
- 5) 大阪地判昭 61・12・2 判タ 668 号 178 頁
- 6) 横浜地判平元・9・7 判時 1352 号 126 頁
- 7) 最判平成 3・4・2 民集 45 卷 4 号 349 頁 (P II 184)
- 8) 最判平 4・10・20 民集 46 卷 7 号 1129 頁 (P II 180)
- 9) 最判平 13・11・27 民集 5 卷 6 号 1311 頁 (P II 181)

共通の到達目標モデル案 (修正案)

6 物の瑕疵担保責任 (これだけ!?)

- ◆ 売買の目的物に物の瑕疵がある場合に、買主にはどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを、瑕疵担保責任の法的性質に留意しながら、具体例に即して説明することができる。